

会計参与賠償責任保険適用約款



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

業務過誤賠償責任保険普通保険約款

第1章 当会社のてん補責任

第1条 (当会社のてん補責任)

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が特約条項記載の業務（以下「業務」といいます。）につき行った行為（不作行為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、被保険者に対し、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）をてん補します。

第2条 (損害の範囲)

当会社が前条の規定によりてん補する損害は、次の①から③までに掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害にかぎります。

① 法律上の損害賠償金

② 爭訟費用

③ 求償権保全費用

第3条 (用語の定義)

この普通保険約款において、次の①から⑧までに掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

① 被保険者

この保険契約により補償を受ける者として保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。また、被保険者が死亡した場合は、その者とその相続人または相続財産法人を、被保険者が破産した場合は、その者とその破産管財人を同一の被保険者とみなします。

② 一連の損害賠償請求

損害賠償請求がなされた時または場所、損害賠償請求権者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。

なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時すべてになされたものとみなします。

③ 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償請求に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、料金、過料、課徴金および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定（業務の結果を保証することを含みます。）がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

④ 爭訟費用

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）によって生じた費用（被保険者またはその従業員の報酬、賞与、給与等を除きます。）で、必要かつ有益と認められるものをいいます。

⑤ 求償権保全費用

他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続きをするために必要かつ有益であると認められる費用をいいます。

⑥ 保険契約申込書等

保険契約申込書およびその付属書類をいいます。

⑦ 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

⑧ 無効

保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかつるものとして取り扱うことをいいます。

第4条 (保険期間)

(1) 保険期間は、その初日の午後4時^(注1)に始まり、末日の午後4時^(注2)に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、当会社所定の保険料領取前になされた損害賠償請求に起因する損害をてん補しません。

(注) 午後4時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻をいいます。

第2章 当会社のてん補しない損害

第5条 (てん補しない損害一その1)

当会社は、被保険者に対してなされた次の①から④までに掲げる損害賠償請求に起因する損害についてはてん補しません。

なお、①から④までの中で記載されている事由または行為が、実際に生じた、または行われたと認められる場合に本条の規定が適用されるものとします。

① 被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求

② 被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為^(注3)に起因する損害賠償請求

③ 法令に違反することを被保険者が認識しながら^(注4)行った行為に起因する損害賠償請求

④ 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求

(注1) 犯罪行為

刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によつて刑を科せられなかつた行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。

(注2) 認識しながら

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第6条 (てん補しない損害一その2)

当会社は、被保険者に対してなされた次の①から⑬までに掲げる損害賠償請求に起因する損害については、てん補しません。なお、①から⑬までの内で記載されている事由または行為については、実際に生じた、または行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があつたとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

① 次に掲げるものに対する損害賠償請求

ア. 身体の障害^(注5)および精神的苦痛
イ. 財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害

② 遷及日^(注6)より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求

③ 遷及日^(注6)より前に、被保険者に対して提起された訴訟およびこれらとの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求

④ この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(注7)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求

⑤ この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

⑥ 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求

ア. 汚染物質^(注8)の排出、流出、いっ出、漏出またはそれらが発生

するおそれがある状態

イ. 汚染物質^(注4)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もししくは中和化の指示または要請

⑦ 直接であると間接であるとを問わず、核物質^(注5)の危険性^(注6)またはあらゆる形態の放射汚染に起因する損害賠償請求

⑧ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注7)に起因する損害賠償請求

⑨ 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求

⑩ 通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求

⑪ 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求

⑫ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求

⑬ 他の被保険者からなされた損害賠償請求

(注1) 身体の傷害

身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

(注2) 遷及日

保険証券記載の遷及日をいいます。

(注3) 知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注4) 汚染物質

固体状、液体状もししくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染もししくは汚濁の原因となる物質をいい、煙、蒸氣、酸、アルカリ、化学物質、石油物質、廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注5) 核物質

核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。

(注6) 核物質の危険性

放射性、毒性または爆発性を含みます。

(注7) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第3章 当会社のてん補限度額

第7条 (てん補限度額)

(1) 一連の損害賠償請求について当会社がてん補すべき損害の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券記載の一損害賠償請求でん補限度額を限度とします。

【一連の損害賠償請求による】 × 保険証券記載の免責金額

(2) 当会社がこの保険契約でてん補する金額は、保険期間を通じて、保険証券記載の期間中でん補限度額を限度とします。また、第19条(損害賠償請求等の通知)⁽²⁾の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の期間中でん補限度額が適用されるものとします。

第8条 (他の保険契約等との関係)

当会社は、前条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等^(注8)がある場合においては、損害の額が他の保険契約等^(注9)によりてん補されるべき額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額につき保険証券記載の縮小でん補割合を乗じて得た額を、保険証券記載の一損害賠償請求でん補限度額を限度としててん補します。ただし、他の保険契約等^(注9)が、この保険契約のてん補限度額の超過額に対して適用されると明記している場合は、本条の規定は適用されません。

(注8) 他の保険契約等

この保険契約の全部または一部に対しててん補責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第9条 (告知義務)

(1) 保険契約者は被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者は被保険者が、保険契約申込書等の記載事項^(注1)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2)の事実がなくなつた場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合は過失によつてこれを知らないかった場合。なお、当会社のためには保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げないことを妨げることを勤めた場合を含みます。

③ 保険契約者は被保険者が、損害賠償請求がなされた前日、保険契約申込書等の記載事項^(注1)につき、書面をもつて訂正を当会社に申し出た場合において、当会社がこれを承認した場合なお、当会社は、訂正の申出を受けた当会社において、その訂正を申しても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1ヶ月を経過した場合は保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

⑤ (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険^(注2)に関する重要な事項に關係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用しません。

④ 損害賠償請求がなされた後に(2)の規定による解除がなされた場合であつても、第13条(保険契約解除の効力)^(注3)の規定にかかわらず、当会社は、損害をてん補しません。この場合において、既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害について適用しません。

(注1) 保険契約申込書等の記載事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

(注2) 危険

損害の発生の可能性をいいます。

第10条 (通知義務)

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じた事実^(注1)が発生した場合は、保険契約者は被保険者は、事実の発生が責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すべき事由によるとときはその発生を知った後、遅滞なくその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

ただし、その事実がなくなつた場合は、当会社に申し出る必要はありません。

ません。
(2) (1)の事実が発生した場合は、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とも問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1ヶ月を経過した場合は(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合は適用しません。
(4) (1)の手続を怠った場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害については、てん補しません。この場合において既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。
① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合
② (1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害である場合
(注1) 保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実
他の保険契約等に関する事実については除きます。
(注2) (1)の事実が発生した場合
(5) ①の規定に該当する場合を除きます。

第11条 (記録の完備) 被保険者は、業務の遂行に関する記録を備えておかなければなりません。

第5章 保険契約の解除または無効・取消しおよび保険料の返還または請求

第12条 (保険契約の解除)

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行為を行うとしたこと。
③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力を不當に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
(3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(4) (2)または(3)の規定による解除が、損害賠償請求がなされた後に行われた場合であっても、当会社は、次条の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までになされた損害賠償請求による損害をてん補しません。この場合において既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、次の損害について適用しません。
① (2)③アからオまでのいずれかに該当しない被保険者に生じた損害
② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
(注) この保険契約
被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第13条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
第14条 (保険契約の無効・取消し)
(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
(2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
第15条 (保険料の返還または請求・告知・通知事項等の承認の場合)
(1) 当会社が第9条(告知義務) (3)③の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または追加保険料を請求します。
(2) 当会社が第10条(通知義務) (1)の変更の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

$$[(\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}) \times 1 - \text{対応する別表に掲げる短期料率}] = \text{返還保険料}$$

② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

$$[(\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}) \times \text{未経過期間}(\text{注2}) \text{に対応する別表に掲げる短期料率}] = \text{追加保険料}$$

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(4) 当会社が(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、損害をてん補しません。この場合において既に損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第10条(通知義務) (1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前になされた損害賠償請求による損害については、この規定を適用しません。

(5) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、(2)①または(2)の規定に従い計算した保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

(6) 当会社が(5)の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、当会社は、追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害については、保険契約条件変更の承認の請求がなかつたものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、てん補します。

(注1) 既経過期間

第10条(通知義務) (1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時までの期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 未経過期間

第10条(通知義務) (1)の変更の承認をする場合においては、保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいい、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合にかかります。

第16条 (保険料の返還一保険契約の無効・取消し・失効の場合)

(1) この保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第14条(保険契約の無効・取消し) (1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
(2) 第14条(保険契約の無効・取消し) (2)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
(3) この保険契約が失効となる場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times [1 - \frac{\text{既経過期間}(\text{注1})}{\text{対応する別表に掲げる短期料率}}]$$

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第17条 (保険料の返還一保険契約解除の場合)

(1) 第9条(告知義務) (2)、第10条(通知義務) (2)、第12条(保険契約の解除) (2)、第15条(保険料の返還または請求・告知・通知事項等の承認の場合) (3)または第18条(当会社による調査) (2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times [1 - \frac{\text{既経過期間}(\text{注1})}{\text{対応する別表に掲げる短期料率}}] = \text{返還保険料}$$

(2) 第12条(保険契約の解除) (1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、次の算式により計算した保険料を返還します。

$$\text{既に払い込まれた保険料} \times [1 - \frac{\text{既経過期間}(\text{注1})}{\text{対応する別表に掲げる短期料率}}] = \text{返還保険料}$$

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

第18条 (当会社による調査)

(1) 当会社は、保険期間中いつでも、保険契約者または被保険者の同意を得て、保険契約申込書等に記載された事項および第10条(通知義務) (1)の規定により通知された事項に関する必要な調査をすることができます。
(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく、(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第6章 保険金の請求

第19条 (損害賠償請求等の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合は、遅滞なく、当会社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその損害賠償請求を知った時の状況を含め、申し立てられていける行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれのある状況(注2)を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく当会社に対して書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対する損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)または(2)の通知を行わない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。
(注) 損害賠償請求がなされるおそれのある状況

損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況にかぎります。

第20条 (損害の防護・止静)

(1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次の①および②の事項を履行しなければなりません。

① 被保険者が第三者に対し求償できる場合は、求償権の保全または行使に必要な手続をすること。
② 損害の発生および拡大の防止に努めること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて、損害をてん補します。
① (1)に違反した場合は、第三者に損害賠償の請求をすることによって取得することができるとき認められる額
② (1)②に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

第21条 (争訟費用・法律上の損害賠償金)
(1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に先立つて、あらかじめ争訟費用を支払うことができるものとします。ただし、被保険者による争訟費用の全額または一部につけて、この普通保険約款の規定によりてん補が受けられないこととなりました場合は、支払われた額を限度として当会社へ返還しなければなりません。

(2) 当会社は、この保険契約による防護の義務を負担しません。
(3) 被保険者は、あらかじめ当会社の書面による同意がないかぎり、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行つてはなりません。この保険契約においては、当会社が同意した法律上の損害賠償金および争訟費用のみが損害としててん補の対象となります。

第22条 (損害賠償請求解決のための協力)

(1) 当会社は、当会社が必要と認めた場合は、損害賠償請求の解決に応じて、必要な情報の提供を怠らなければなりません。
(2) 被保険者が正当な理由なく(1)の当会社の求めに応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、損害をてん補します。

第23条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行ふことができるものとします。
① 第2条(損害の範囲) ①の法律上の損害賠償金に係る保険金について、被保険者が損害に係る損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時

② 第2条(損害の範囲) ②および③の費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時
(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書
② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書
③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類
④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があつたことおよびその金額を証明する書類
⑤ その他の当会社が次条①に定める必要な事項の確認を行つたために欠くことのない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、損害賠償請求の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害をてん補します。
 ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
 ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合
 ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
 (5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条 (保険金の支払)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および行為と損害との関係
 ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
① (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会(注3)	180日
② (1)から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1)から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合は、当事者間に争いがある場合において、(1)から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

- (3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。

- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合は、これにより確認が遅延した期間について、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日
被保険者が前条(2)の手続を完了した日をいいます。

(注2) ①から⑤までに掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) その確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合
必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

- 第25条 (代位)
 (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注4)を取得した場合において、当会社がその損害をてん補したときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額をてん補した場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、てん補されていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- 第26条 (求償権の不行使)
 当会社は、前条(1)の規定により移転した債権に係る権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、損害がこれらの者の故意によって生じた場合を除きます。

- 第27条 (先取特権)
 (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注4)について、先取特権を有します。

- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条(損害の範囲)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が①の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(注4)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することできません。また、保険金請求権(注4)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第2条 (損害の範囲)①に対する保険金請求権にかぎります。

第7章 訴訟の提起および準拠法

第28条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第29条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)

短期料率表

既経過期間または未経過期間	短期料率	既経過期間または未経過期間	短期料率
1か月まで	1/12	7か月まで	7/12
2か月まで	2/12	8か月まで	8/12
3か月まで	3/12	9か月まで	9/12
4か月まで	4/12	10か月まで	10/12
5か月まで	5/12	11か月まで	11/12
6か月まで	6/12	12か月まで	12/12

会計参与特約条項

第1条 (業務)

この特約条項において、業務過誤賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社のてん補責任)の「業務」とは、被保険者が記名法人の会計参与として行う職務(以下「会計参与職務」といいます。)をいいます。

第2条 (被保険者の範囲)

普通約款第3条(用語の定義)①の規定にかかわらず、この特約条項を付帯した契約において、被保険者とは次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 保険証券の被保険者欄に氏名または名称が記載された者(以下「記名被保険者」といいます。)
 ② 記名被保険者が税理士法人である場合は、その税理士法人の社員である税理士であって、会計参与職務を行るべき者として選定され、記名法人に通知された者。ただし、記名法人の会計参与職務の遂行に関する場合にかぎり、被保険者に含まれるものとします。

第3条 (会計参与職務の範囲)

第1条(業務)に規定する会計参与職務とは、次の①から⑦までに掲げる業務をいいます。

- ① 会社法(平成17年法律第86号)(以下「法」といいます。)に規定する次のア、カラエまでに掲げる書類の取締役(記名法人が委員会設置会社の場合は、執行役)をいいます。以下、本条において同様とします。ア、各事業年度に係る計算書類およびその附属明細書

イ、臨時計算書類
ウ、連結計算書類
エ、記名法人の成立の日における貸借対照表
② 法第374条第1項に規定する会計参与報告の作成

③ 法第376条第1項に規定する取締役会への出席および意見の陳述
④ 法第375条に規定する取締役の職務の執行に関する不正行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合における、次のア、カラエまでに掲げる者への報告

ア、下記ア、カラエまでに該当しない場合は、株主
イ、記名法人が監査役設置会社である場合は、監査役
ウ、記名法人が監査役会設置会社である場合は、監査役会
エ、記名法人が委員会設置会社である場合は、監査委員会

⑤ 法第314条に規定する株主総会における、株主に対する特定の事項についての説明

⑥ 法第378条第1項に規定する次のア、およびイ、に掲げる書類および会計参与報告の備置き
ア、各事業年度に係る計算書類およびその附属明細書ならびに会計参与報告
イ、臨時計算書類および会計参与報告

⑦ 法第378条第2項に規定する⑥に掲げる書類および会計参与報告の株主および債権者への開示

第4条 (損害の範囲)

当会社が普通約款第1条(当会社のてん補責任)の規定によりてん補する損害は、同第2条(損害の範囲)の規定にかかわらず、次の①および②に掲げるものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。

- ① 法律上の損害賠償金
② 争訟費用(被保険者が当会社の書面による同意を得て支出したものに限ります。)

第5条 (用語の定義)

この特約条項が付帯された保険契約において、次に掲げる用語は、それぞれ以下の定義に従います。

- ① 記名法人が会計参与に就任している保険証券の記名法人欄に記載された法人
② 役員等
記名法人の取締役、会計参与(被保険者を含みません。)、監査役、執行役または会計監査人

③ 子会社

法第2条第3号に規定する子会社

④ 計算書類

法第435条第2項に規定する計算書類

⑤ 臨時計算書類

法第441条第1項に規定する臨時計算書類

⑥ 連結計算書類

法第444条第1項に規定する連結計算書類

⑦ 会計参与賠償責任保険契約

普通約款および「会計参与特約条項」に基づく保険契約

⑧ 継続契約

会計参与賠償責任保険契約の保険期間の末日(その会計参与賠償責任保険契約が末日より前に解除された場合はその解除日)を保険期間の初日とし、記名被保険者および記名法人を同一とする会計参与賠償責任保険契約

⑨ 初年度契約

⑩ ⑧に規定する継続契約以外の会計参与賠償責任保険契約

第6条 (てん補限度額)

(1) 当会社がてん補する金額は、普通約款第7条(てん補限度額)(1)の規定にかかわらず、第4条(損害の範囲)に規定する損害について得られた額とし、保険証券記載の一損害賠償請求てん補限度額を限度とします。

(2) 第4条(損害の範囲)①および②の損害額の合計額 - 保険証券記載の免責金額30万円) × 縮小してん補割合90%。

(2) 当会社は、保険証券記載のてん補限度額は、記名法人ごとに独立して適用します。

第7条 (一損害賠償請求の定義)

てん補限度額または免責金額の適用において、一損害賠償請求とは、被保険者または被保険者の数にかかわらず、またこの保険契約の保険期間中に提起されたものであるかどうかを問わず、同一の原因または事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求とします。一損害賠償請求が構成するすべての損害賠償請求は、最初の損害賠償請求の時に提起されたもののみとなります。

第8条 (てん補しない損害 - その1)

当会社は、普通約款第5条(てん補しない損害 - その1)①から④までおよび同第6条(てん補しない損害 - その2)①から⑬までに掲げる損害賠償請求に起因する損害のほか、被保険者に対してなされた次の①から⑧までに掲げる損害賠償請求に起因する損害についててん補しません。

なお、⑤から⑧までに記載されている事由または行為については、

実際に生じたまたは行われたと認められる場合にかぎらず、それらの事由または行為があつたとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 被保険者および役員等に報酬または賞与その他の職務執行の対価が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ② 会計計算職務の報酬または賞与その他の職務執行の対価の返還にかかる損害賠償請求
- ③ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買を行つたことに起因する損害賠償請求
- ④ 次の者に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
ア. 政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等（これらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。）
イ. 利益を供与することが違法とされるその他の者
- ⑤ 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為またはその行為に関連する他の行為に起因する損害賠償請求
- ⑥ 初年度契約の保険期間の開始日より前に記名法人に対して提起された訴訟およびこれらとの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求
- ⑦ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償請求
- ⑧ 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格侵害に対する損害賠償請求

第9条（てん補しない損害一その2）

当会社は、普通約款第5条（てん補しない損害一その1）①から④までおよび同第6条（てん補しない損害一その2）①から⑬までに掲げる損害賠償請求に起因する損害のほか、被保険者に対して株主代表訴訟等による業務に關し、記名法人に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害をてん補しません。

第10条（てん補しない損害一その3）

- ① 当会社は、普通約款第5条（てん補しない損害一その1）①から④までおよび同第6条（てん補しない損害一その2）①から⑬までに掲げる損害賠償請求に起因する損害のほか、被保険者に対して株主代表訴訟等による業務に關し、記名法人に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害をてん補しません。
- ② 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。
① 被保険者が、不正に国税もしくは地方税の賦課もしくは徵収を免れ、または不正に国税もしくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為を行つたときに起因する賠償責任
② 重加算税または重加算金を課された事案に起因する賠償責任
- ③ 当会社は、次の①または②に掲げる事由に起因し、または関連し、もしくは当該事由を根拠とする損倍賠償請求に起因する損害をてん補しません。
① 記名法人から被保険者に授与された権限を越えてなされた決定または行為
② 被保険者または役員等に対してなされた知的財産権訴訟

第11条（損害賠償請求等の通知）

- ① 保険契約者は被保険者は、保険期間中に、普通約款第1条（当会社のてん補責任）に規定する損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、当該原因または事由の具体的な状況を、遅滞なく、書面で当会社に通知しなければなりません。
- ② 保険契約者は被保険者が、遅滞なく前項の通知を行つた場合において、その原因または事由に起因する損害について、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求がなされたときは、その損害賠償請求は、第7条（一損害賠償請求の定義）の規定が適用されるときを除き、保険契約者は被保険者がその原因または事由が発生したことを知った（知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）日（以下「認識日」といいます。）をもってなされたものとみなします。ただし、損害賠償請求がなされた時に会計参与賠償責任保険契約がある場合はこの限りではありません。
- ③ (2)の認識日が保険期間の開始日より前であるときは当会社はこの保険契約のてん補条件により計算したてん補責任額と(2)の認識日の属する会計参与賠償責任保険契約のてん補条件等により計算したてん補責任額のうち、いずれか低い額をてん補します。
- ④ 保険契約者は被保険者が、正当な理由がなくて(1)の通知を怠つた場合は、当会社は、損害をてん補しません。

第12条（通知義務）

- ① 保険契約締結の後、次の①または②の場合において、保険契約者は被保険者は、その事実を知った後遅滞なく、書面でその旨を当会社に申し出なければなりません。
① 保険期間中に次に掲げる取引が行われたとき。
ア. 記名法人が第三者と合併すること、または記名法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
イ. 第三者が、記名法人を子会社とすること。
② 被保険者が記名法人の会計参与を退任したとき。
- ② (1)の手続を怠つた場合は、当会社は、(1)の変更の事実が発生した時、または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知つた時から当会社が(1)の通知を受けるまでの間に生じた事故による損害をてん補しません。ただし、変更の事実が発生した場合において当会社が著しい危険の増加がないと認めたときは、この規定を適用しません。

第13条（会計参与退任の場合の特則）

- ① 当会社は、普通約款第1条（当会社のてん補責任）の規定にかかわらず、保険期間中（保険契約が末日より前に解除されていた場合にはその解除日まで）に、被保険者が記名法人の会計参与を退任し、保険期間終了後（保険契約が末日より前に解除されていた場合はその解除日後）5年以内に、被保険者が行った会計参与職務について、被保険者はたゞはその相続人に対して損害賠償請求がなされたときは、その損害賠償請求は、保険期間の末日に行われたものとみなします。ただし、退任の後に再び就任し、その就任日以降になされた損害賠償請求についてはこの規定を適用しません。
- ② (1)が適用される場合は第11条（損害賠償請求等の通知）の規定中「被保険者」とあるのは、「被保険者もしくはその相続人」と読み替えて適用します。
- ③ 保険契約者は被保険者もしくはその相続人は、(1)に規定する5年以内の期間内に、普通約款第1条（当会社のてん補責任）の損害賠償請求を提起されるおそれのある原因または事由が発生したことを知った場合は、その原因または事由の具体的な状況を、遅滞なく、書面で当会社に通知しなければなりません。
- ④ 第11条（損害賠償請求等の通知）(2)の規定が適用される場合は、(1)から(3)までの規定は適用しません。

第14条（当会社による調査）

当会社は、保険期間中いつでも、保険契約者または被保険者の同意を得て、保険契約申込書等に記載された事項ならびに普通約款第18条（当会社による調査）の規定によるほか、第12条（通知義務）(2)に規定により通知された事項に関して必要な調査をすることができます。

第15条（損害額の決定に関する協力）

記名法人、他の役員および被保険者に対してなされた損害賠償請求に際し当会社がてん補すべき損害がある場合は、保険契約者、被保険者

者および当会社は、記名法人および被保険者各々が負担すべき金額の公正にして妥当な配分を決定するために協力するものとします。

第16条（普通約款との関係）

第16条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

日付データ処理等に関する不担保追加条項 (業務過誤賠償用)

第1条（てん補しない損害）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する事由に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。なお、それらの事由が実際にあったと認められる場合にかぎらず、それらの事由があつたとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害についても、この追加条項の規定に従い、てん補しません。

- ① 西暦1999年以降の日付または時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受け入れできないことに関連する次のア、からカ、までに掲げるもの（これらを内蔵するものを含み、被保険者の所有であるか否かを問いません。以下「コンピュータ等」といいます。）の作動不能、誤作動または不具合（これらのおそれが生じたことを含みます。）
ア. コンピュータおよびその周辺機器
イ. ソフトウエア（プログラム、アプリケーションソフトウエア、オペレーティングシステム、データその他これらに類するものを含みます。）
ウ. コンピュータネットワーク
エ. マイクロプロセッサー等の集積回路
オ. 上記ア、からエ、までにいずれかに類する機器または部品
カ. 形態を問わず、ア、からオ、までのいずれかのものを直接または間接的に使用する、もしくはそれらに依存しているその他のあらゆる製品、サービス、データまたは機能

- ② 被保険者により、または被保険者のために被保険者以外の者が行う、①に掲げる事由（潜在的なものであると現実的に生じているものであるとを問いません。）に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理もしくは請負、その他これらに類する業務、または①に掲げる事由の発生を防止するため意図的に行うコンピュータ等の停止または中断（コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。）

第2条（普通約款との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびにこれに付帯する特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社（注）による共同保険契約であつて、引受保険会社（注）は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受け割合に応じて連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注）引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（監査保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名する保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返済
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他の①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（監査保険会社の行為の効果）

この保険契約に付随する事項は、全ての引受保険会社がこれを行つたものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に付随する事項は、全ての引受保険会社に対して行つたものとみなします。

保険料支払に関する特約条項

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行つて最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領取前の事故）

当会社は、保険期間が始まつた後であつても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を及ぼします。

第5条（普通約款等との関係）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、業務過誤賠償責任保険普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項および追加条項の規定を適用します。

●事故発生時のご連絡先

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

本店専門保険金サービス部 専門賠償・保証保険金サービス課

所在地: 〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス5階

(TEL 03-5913-3858)